

会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

平 22.8.25 制 定

平 24.3.14 一部改正

2019.3.13 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が地震、風水害、テロ、流行性疾患等の災害等発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）を想定した事業継続体制（BCM：Business Continuity Management）を整備すること等により、会員における顧客資産の保護並びに金融先物取引、その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに会員及び金融商品市場の機能の維持に資することを目的とする。

（事業継続体制の整備）

第 2 条 会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。

（「事業継続計画」の策定等）

第 3 条 会員は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員に周知しなければならない。

2 前項に規定する「事業継続計画」には、会員の立地条件、業務特性及び規模等により、次の各号に掲げる項目を整備しなければならない。

- (1) 意思決定及び指揮命令体制の整備及び明確化
- (2) 社内連絡体制の整備
- (3) 最低限必要な重要な業務の特定等
- (4) 重要なデータ等のバックアップ体制の整備
- (5) 必要な資源の確保
- (6) 顧客への連絡体制の整備
- (7) 復旧計画の策定等
- (8) 「業務マニュアル」の作成
- (9) 関係機関への連絡体制の整備
- (10) 災害時における金融に関する措置
- (11) 災害時に備えた訓練

3 会員は、第 1 項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わなければならない。

4 会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。

(会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)

第4条 本規則に定める事項のほか、会員の緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び具体的な内容は、本協会が別に定める「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。

(適用の範囲)

第5条 登録金融機関、又は日本証券業協会に所属し、本協会によるものと同様な規則及びガイドライン等の適用を受けている会員については、本規則の主旨を踏まえ、その旨の届出を行うことによって、本規則を適用しないことができる。

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 25 日から施行する。

附 則 (平 24. 3. 14 一部改正)

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

(注) 改正条項は第 5 条の届出様式。

附 則 (2019. 3. 13 一部改正)

この改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は第 5 条の届出様式。

(A4)

年 月 日

一般社団法人 金融先物取引業協会 殿

会 員 番 号
商号又は名称

担 当 部 課 名
(役 職 名)

氏 名
電 話 番 号

印

「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第5条に関する届出

当社（登録金融機関・証券会社）は、当社の扱う金融先物取引業務において、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第5条に基づき、標記規則を適用しない旨届け出ます。

以上